

古い

空き家の 解体補助 あります

法人の
申請も
可能です



神戸市すまいの総合窓口
すまいるネット

解体補助
専用ダイヤル Tel:078-647-9969

〒653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-1 アスタくにつか5番館2階

すまいるネット 神戸 検索

Fax:078-647-9912



受付時間 10:00-17:00 水曜・日曜・祝日定休

2025年度
令和7年度

神戸市老朽空家等解体補助事業

対象者

神戸市内にある対象建物の所有者等 ※個人・法人どちらも対象です

補助の条件

1981年(昭和56年)5月31日以前に着工した建物で、
腐朽・破損のある空き家

- ・建物の構造(木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造など)や用途(住宅・共同住宅・店舗など)は問いません
- ・敷地内の建物、道に面する門・塀類、敷地内の立木竹等を全て解体除却することが必要です

補助金額

補助金額は、補助対象建物の登記床面積または課税床面積によって決まります。(下記表のとおり)

登記床面積または課税床面積	30㎡未満	30㎡以上	40㎡以上	50㎡以上	60㎡以上	70㎡以上	80㎡以上
補助金額	20万円	30万円	40万円	45万円	50万円	55万円	60万円

※建物の「登記事項証明書」「固定資産課税台帳の写し」等で「共同住宅」または「寄宿舍」の記載があり、面積が100㎡以上かつ3戸以上の場合、補助金額が面積に応じて最大100万円となります。

※面積は建物の「登記事項証明書」「固定資産課税台帳の写し」等、いずれかの記載面積で算定します。(これらの資料に記載のない別棟の建物や増築等の面積は算入できません。)

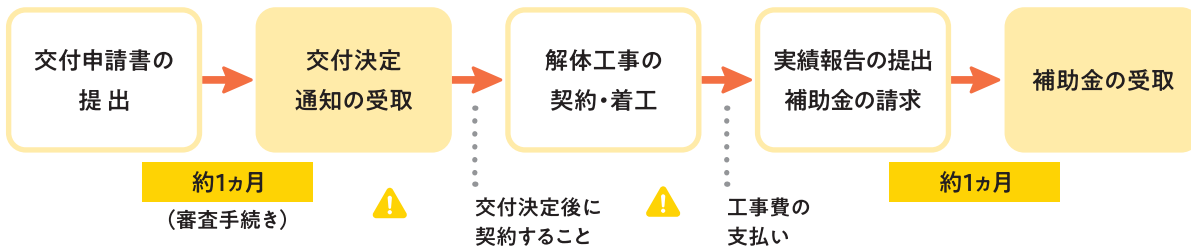
申請期間

2025年2月25日から2026年1月31日まで

※予算が無くなり次第終了します

申請手続き

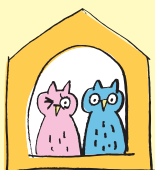
申請・書類提出やご相談で来所される時は事前に予約が必要です



- ※すでに解体工事の契約・着工している建物は補助対象外です
- ※実績報告は2026年3月31日までに完了させてください
- ※書類の訂正などにより、手続きの期間が変わる場合があります
- ※交付決定通知は、2025年4月以降に随時行います

密集市街地(灘北西部・兵庫北部・長田南部・東垂水)の木造建物を解体する場合は
その他の支援制度もあります。(※神戸市老朽空家等解体補助事業との併用はできません)

密集市街地建物除却事業



神戸市すまいの総合窓口
すまいるネット



神戸市すまいの総合窓口 すまいるネット

解体補助専用ダイヤル
電話番号 **078-647-9969**

受付時間 10:00-17:00 水曜・日曜・祝日定休

アクセス 〒653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-1 アスタくにつか5番館2階

JR、地下鉄西神・山手線 海岸線 新長田駅から徒歩約13分

地下鉄海岸線 駒ヶ林駅から徒歩約3分

